

第十三回 参議院水産委員会会議録第三十二号

(六〇四)

昭和二十七年五月十四日(水曜日)午後
一時四十三分開会

委員の異動

五月九日委員三輪貞治君辞任につき、
その補欠として佐多忠隆君を議長にお
いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 理事 委員
木下 千田 辰雄君
正一君

青山 秋山俊
正一郎君

藤野 繁雄君

政府委員 農林政務次官
水産庁長官
運輸省港湾局長
経済安定本部建設交通局次長

野原 塩見友之助君
黒田 静夫君
今泉 兼實君

常任委員 会専門員
水産庁漁政部長
水産庁生産部漁港課長
業協同組合長
静岡県新居町漁業協同組合長
前田 勇君

参考人 本日の会議に付した事件

○日本とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約に基き駐留する合衆國軍
隊に水面を使用させるための漁船の

操業制限等に関する法律案(内閣送
付)

○電源開発促進法案に関する件
○水産物増産対策に関する調査の件
(漁港問題に関する件)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員
会を開会いたします。

今回予備審査として本委員会に付託
となりました日本国とアメリカ合衆国
との間の安全保障條約に基き駐留する
合衆國軍隊に水面を使用させるための
漁船の操業制限等に関する法律案を議
題に供します。先ず提案理由の御説明
を願います。

○政府委員(野原正勝君) 日本国とア
メリカ合衆国との間の安全保障條約に
基き駐留する合衆國軍隊に水面を使用
させるための漁船の操業制限等に関する
法律案の提案理由を御説明申上げま
す。

この法律案の目的としますところ
は、安全保障條約に基いて駐留する合
衆國軍隊の訓練等のため、一定の水面
が、日米合同委員会で協定して使用せ
られる場合におきまして、その水面に
おける漁船の操業が駐留軍の訓練等の
支障とならないよう、これを規制す
る半面、これによつて漁業經營上損害
をこうむつた漁業者の損失を補償する
ことがあります。

先ず漁船の操業の規制の点について
御説明いたしますと、漁船の操業の制
限又は禁止を行いますのは内閣總理大
臣でありますが、あらかじめ農林大臣
の意見を聞いて行うこととなつております。

○日本とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約に基き駐留する合衆國軍
隊に水面を使用させるための漁船の

ます。この操業の制限や禁止を行いま
すのは、行政協定に基く合同委員会で
協定せられた範囲における使用水面に
限られるわけでありまして、右の合同委
員会においては、我が国の漁業の実情
を十分反映し、駐留軍の水面使用の目
的を達成得ると共に、漁業における被
害を最小限にとどめるよう折衝してい
るのであります。

次に損失補償について御説明いたし
ますと、その要点は、第一に、この損
失補償を受ける者は、操業を制限又は
禁止されたところの、その水面で、從
来適法に漁業を営んでいた者であつ
て、而もこの制限又は禁止によつて漁
業經營上損失を受けた者であります。

漁業権又は入漁権に基いて漁業を営ん
でいる者は、日本国とアメリカ合衆国
との間の安全保障條約第三條に基く行
政協定の実施に伴う土地等の使用等
に関する特別措置法によつて、その際
権利を收用又は使用せられ、その際
補償を受けますため、この法律によ
る損失補償の対象とならないことを

が、日本とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約に基いて駐留する合
衆國軍隊の訓練等のため、一定の水面
が、日米合同委員会で協定して使用せ
られる場合におきまして、その水面に
おける漁船の操業が駐留軍の訓練等の
支障とならないよう、これを規制す
る半面、これによつて漁業經營上損害
をこうむつた漁業者の損失を補償する
ことがあります。

以上の述べましたがところが本法律提
出理由の大要であります。何とぞ、貴
重御審議の上、速かに御可決あらんこ
とをお願いいたします。

○委員長(木下辰雄君) 只今野原政務
次官から提案理由の御説明があります
たが、この法案の内容について一通り
事務当局からも御説明を願います。

○説明員(伊藤正義君) 私から極く簡

りますが、これは都道府県知事を經由
して内閣總理大臣に対して行うことと
し、知事はこれにその意見を付けて内
閣總理大臣に進達することといたします
。これは都道府県知事が被害を受
けた漁業者の実情に精通していると考
えられるからであります。

第三に、損失補償額の決定は、内閣
總理大臣が決定しまして、都道府県知
事を通じて申請者に通知することとと
りますと、その要点は、第一に、この損
失補償を受ける者は、操業を制限又は
禁止されたところの、その水面で、從
来適法に漁業を営んでいた者であつ
て、而もこの制限又は禁止によつて漁
業經營上損失を受けた者であります。

最後にこの法律案の意図するところ
は、駐留軍による水面使用によつて漁
業者のかうむる損失に對して適正な補
償を行うことを制度化しまして、漁業
は、駐留軍による水面使用によつて漁
業者のかうむる損失に對して適正な補
償を行うことを制度化しまして、漁業
権利を收用又は使用せられ、その際
補償を受けますため、この法律によ
る損失補償の対象とならないことを

あります。

以上申述べましたがところが本法律提
出理由の大要であります。何とぞ、貴
重御審議の上、速かに御可決あらんこ
とをお願いいたします。

○委員長(木下辰雄君) 只今野原政務
次官から提案理由の御説明があります
たが、この法案の内容について一通り
事務当局からも御説明を願います。

○説明員(伊藤正義君) 私から極く簡

りましたので大体盡きておるのであ
りますが、從来この合衆國軍隊により
ますところの演習関係につきまして
は、從來やつておりました方法は、總
司令部のほうから命令が出まして、そ
れに基いて海上保安庁が告示を出し
して、いつ何日からどういう所で演習
をする、そこへは立入つてはいかぬと
か、危険区域であるといふような告示
を出しまして、一般の漁業者に注意を與
えおると、それから補償につきまし
ては、これは終戦処理費の中から補助
費が出ていたといふような形になつて
おります。そしてこれは講和発効後行
政協定に伴いまして、今合同委員会
で施設乃至区域の提供といふようなこ
とで協議を進めておる次第であります
。それでこの法案は要するにどうい
う手続で、この漁業の操業制限をどう
いう恰好でやつて行くか、今まで單
に海上保安庁告示でやつていただのであ
りますが、今度はそれに代る方法を第
一條で書いております。それから補償
につきましても、これは從来は昭和二
十五年の九月でありますかの開議決
定によりまして補償をいたしておつた
のであります。これも第二條におき
ましてはつきり法律で今度は損失補償
をやつて行こうというようなことを書
いております。

それから第三條以下は、これは補償
金に関する損失補償の申請の手続と
か、或いは交付の手續、それから増額
の要求でありますとか、いろいろ今まで
でこういう規定はありませんで、大

体今まで通りの例で行きますと、農林省、調達庁、それから大蔵省で話合をしてしまして、一応このぐらいのことを決めて、各府県に割当しまして、各府県がそれを又被害調査委員会というのを作りまして、そこで相談をして、演習によりまして被害を受けました者に対して損失を補償したという形で、それ以後その補償が多いとか少いとか、或いはこれについて不服、或いは異議があります。それで最も主な点は、この第一條と第二條が眼目でございます。

それでこの第一條には総理大臣が農林大臣の意見を聞きまして、一定の区域と期間を定めて漁業の操業の制限をするというような書き方になつております。

それでこの総理大臣にいたしました理由は、たしか提案理由にも説明があつたと思うのであります、漁業権漁業につきましては、今国会に提出

したことになります。それでこの法律によっておりますところの例の土地等

の使用等に関する特別措置法という、土地收用法の特別法のようなものが今出ております。この法律によりまして漁業権については損失補償があるわけなんあります。これは総理大臣がやはり補償をする、使用の制限とか、或いは補償につきましても総理大臣がこれをすることになつておりますので、許可漁業なり、自由漁業につきましては、この法律によります。

これはやはり同じ総理大臣が区域を除いた国連軍に関しましては恐らく別途な取扱があつて、その取扱によつて又こういう演習をするといふような場合には、この補償をやつて行くといふことで、許可漁業、自由漁業、漁業権漁業も一緒に扱つたらいいのじやないかという趣旨で、総理大臣がこれをや

ることになつております。ただその場合に一番関係があります区域なり、期間の問題につきましては、農林大臣の意見を聞いて行くということになつております。それでこの区域、期間等につきましては、実はまだはつきりはいたております。それでこの法律ではつきりはいたけれども、かたぐと、向うと、今どういう区域で、どういう期間に、どういう種類の演習をするというようなことは、今向うと交渉をしておりましてきまつております。併しそういう形で今進んでおりますので、総理大臣がこれを決定されるということになりましても、実質的にはその期間とか区域を定めることは農林省が中心になつてやつて行くといふような形で今進んでおります。

それからここに書いてありますように、これは「アメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の使用に供する水面」でありますと、その他英豪軍であります。

とかいうものにはこの法律の適用は一応はございません。我々今この演習の区域とか期間の交渉をしておるのであ

りますが、これにつきまして、英豪軍

が、ここは「適法に漁業を営んでいた」ということと、通常生ずる損失を補償

するということがこの重要な二つの問題でござります。適法に漁業を営んでいた者は、我々の解釈いたしましては、漁業法の六十五條ですか、六十

五條でありますところの農林大臣なり、知事さんのやります許可漁業であ

りますとか、或いは漁業法の五十二條でありますとか、指定遠洋漁業がござ

ります。それも許可漁業であります。

それから第二條関係でござりますが、ここは「適法に漁業を営んでいた」ということと、通常生ずべき損失を補償

するといふことと、通常生ずべき損失を補償

するといふことと、通常生ずべき損失を補

年の予算を以ては完了できない。それで二十四年災、二十五年災、二十六年災はまだ来年度以降の問題として残るわけであります。これに要しまする国費の総額は大体三十三億円余りになるわけであります。これは昭和二十八年度以降の災害復旧予算を以ちまして実施をしなければならないということになるわけでございます。今年の災害復旧の予算は大体十三億円余りとなつております。この数字を、仮に先ほど申し上げましたよな関係で基礎にして考えまするならば、やはり二年半乃至三年を要する、少くとも一年はかかる、こういうことに相成るわけでございます。災害復旧につきましても御承知の通り成るべく早くこれは完了しなければならない性格のものだと考えるのでございますが、現実の予算はそういうふうになつておりますので、なお三年間ぐらい要しませんと今後過年度災害の完了ができない、こういう実情についております。簡単でございますが、実情を只今御説明申上げました。

ば当初の第一次計画四百五十港をもつて整備して行くことはできない。更にこの四百五十港以外に第二次、第三次として指定し、整備計画に盛込むべきものが相当あるのではないかと思いますが、その点はどういうことになつておられますようか。第二次以降のお見通しを伺ひたいと思います。それと同時に今この十四、五年もからなければならぬからいつで到底そこまで待つてゐるわも十四、五年もからなければならぬいということは、現在の水産業の情勢に対する当局の方針はどういうことに對する當局の方針はどういうことにして進むか。予算が来年度から急激に殖えればできましょうけれども、今お話をのように、又過去の例から見ましてもそう急速に殖えるということを期待できないような感じがするのですが、そうした場合にはこれをどういうふうにして行くか。やはり十四、五年かかるつてもほつ／＼やつて行くつもりであるか、その点のお考えを伺いたいと思います。

局とも御相談をしたわけであります。この解釈なり、考え方なりにつきまして意見の一一致を見るに至りませんために、閣議の決定を経まして、国会の承認を得ました計画におきましては、期間は一応定められております。従つて緊急に着手すべき、事業化すべきものという意味で第一次整備計画、こういうふうになつております。

それから今後の問題でござりますが、お詫のごとく第一次に取上げましたものは、緊急に整備をしなければならないというものにつきまして四百五十五港だけを取上げたわけであります。これは最初は今申上げましたような計画の期間を考えました関係上、こういう数字を定めたわけであります。それ以外のもので今後整備計画を立てまして、事業の第一次整備計画に統合をして、事業の実施を図らなければならぬといふものが多數あるわけであります、これらにつきましては只今いろいろ私どものほうで検討いたしております。まして、成るべく早く次の方向を定めて行きたい、こういふに考えております。なお今後の実施の問題につきましては、まあできるだけ努力をいたしまして、予算の増額を図るというところで進むよういたしたい、こういうふうに考えます。

る際に、漁船の安全を図るといふことは最も大切なことであります。今日業者も終戦後非常に疲弊しております。又資材等の面におきましても窮屈な場合に、あたら船を損傷するといふことは、私的にも、公的にも非常な損害が有ることになるのでありますから、こういふ漁船の損害というものについて、年々台風等によつて非常な損害を受けおる、そこに一日も早く漁船の安全なる定置港を作るということは最も必要であり、又生産されたものを最も効率的にこれを利用するところの漁船の設備といふものが、今日非常に必要だと考へるのであります。この公益事業費の配分につきまして、我々は常に水産が非常に僅少であるということを遺憾に思つております。この問題につきまして、安本当局は水産問題などをいろいろふうに考へておられるか、公益事業費の配分等は安定本部のほうでお扱いになつておると思ひますが、今貴さんに御所見を承わつておきます。

況等を拜見いたしまして、痛切に感じ
る次第でございまして、その点
御指摘の通り同感に感ずる次第で
あります。然ばななぜ從来漁港關係
そいつた配分關係が、一般の農業
比べて立ち遅れになつたかといふこと
又率直に私どもはその事実を認めな
ぢやならんと思ひまするが、何とし
も私はこれは農林行政全般の問題でござ
うと思いますが、どうしても主食の認識的立場
ほうが重點になつて、まあ魚などは可
食以下という概念が国民一般の常識
或いは要路のかたのやはり常識的な考え方
方がそこにあつて、同じ力の入る方
方等についても、やはりこの副食的性
水産關係ということが二次的に考えら
れておつたんじやないか。それが率直に考
一般の主食關係の増産計画に比べて、
水産關係が立ち遅れになつておる根本
の原因じやないか、と私は率直に考
るのでありますて、従つて公共事業費
等の分配につきましても、これは單に
水産關係に限らず、一般の公共事業費
の総額といふものが、私どもが年来考
張していく額をやはりかなり下廻つた
程度で毎年決定を受けておる。まあ二
十七年度の予算にしても私どもとして
は、千五百億内外くらいの公共事業費
算は組むべしといふ強い信念を以て土
蔵当局その他とも折衝したのでござ
いますが、結果は御承知の通り千二百
億未満といふ状況できまつておる状況
が少いじやないかといふ御指摘の
点であらうと思います。私も率直にこ
う認めざるを得ないのであります。が
併しこういった問題は私どもがきめこ

のではなくて、閣議なり或いは党なりの政策として御決定になつて、今日きまつておる額は、昨年に比べて、割合事業費の増え方については、そろひけをとつておりますが、従来の二十六年度、二十五年度等の予算額がかなり低目にきまつておる。従つてそれなり割合は増額はしておるが、総額において余り殖えておらない、こういう状況は率直に申上げて、主食の偏重と申しますが、そこに根本のあれが根ざしておりますのじやないか、こう考えます。従つて二十七年度の予算は二十六年度に比べて割合はかなり増しておりますが、全般の漁港整備計画から勘案いたしますと、今林漁港課長が申上げました通り、今の状況では十数年もかかるのじやないか、こういう状況に相成つておる次第でござります。私どもといふことは、單に水産だけからじやなく、公共事業関係全般として見ておこります際に、重要な点は、どれもこれたしましては、單に水産だけからじやなく、公共事業関係全般として見ておこります際に、重要な点は、どれもこれまた重要であり、而もそれが計画の何分の一も実現されていないという状況でござりますので、配分に当つては、できるだけ重点関係に考えて編成しておる次第でございますが、先に申上げました通り、公共事業費全体の枠が小さいで大体その大筋の枠がきまる、こういう状況なのでございまして、私どもとしてはまあ二十七年度までは過ぎたこととでありますから、二十八年度の予算につきましては、必ず第一に公共事業費

費の枠をもつと増したい、という考え方
は、從来とも捨てておりません。但し
見通しはどうかということに相成ります
すると、私は今後治安關係、國防關係
に殖えるということは余り期待できません
いのじやないか。こう考える次第であ
ります。併し期待できないからと言つ
て今の公共事業費は十分とは考えてお
りませんので、私ども今後とも予算の
編成に當る事務局といたしましては、
もつと總枠を増したい、そうして増し
て、その配分關係も從来の割合に比べ
てもつと増加したい、こう考えておる
次第でござります。

漁港につきましては、今年の新規の
港数を入れる際にも、單に今年だけの
予算から見ますると、内地七十港、北
海道二十港なんという大きな数は入ら
ないのでございます。それだけ入れれ
ば、来年度以降繰越關係になります
て、非常に姿の悪い恰好になる。一港
当たりの竣工年限が非常に長引いて來
る。こうしたことで今度の十七億内
外の予算では、内地七十港、北海道二
十港という数是非常に無理だといふこ
とを、私たち全体計画を見て感じた次
第でございますが、これは来年度以降
の或る程度の予算の増額ということを
見越して、今年からあと二十八年度、
二十九年度という全般的の姿、その姿も
もつとやはり漁港予算が増すといふ前
提に立つて、この内地七十港、北海道
二十港を認めた。こういう状況でござ
います。従つて私どもの努力目標とし
ては、全般の枠を増すことと、それか
らきまつた範囲においては漁港關係

環として、單に主食偏重でなくして、漁港関係についてもつと重点的に考えるべきものであると考えておる次第であります。

○秋山俊一郎君 只今の御答弁のように主食偏重ということあります。が、果してそれが主食偏重であるか、或いは人間の筋數によつてそりやううに考えられるのか、その点は必ずしも主食ではなくて、やはり人間の多い農業のほうに重点が行くことについては、今日の政治状態から言ふとこれは止むを得ないことがと見えますけれども、元来水産の生産物といふものは、日本の国民の保健上に如何に重要なものであつたかということは、戦争中水産物の減少したときにはつきり出来たと思うのであります。殊に水産物は国民の保健のみならず、外貨獲得の面にも大きな役割を演じておる。かような点から考えますと、主食の食糧重点主義ということは考へられないと思うのです。勿論米麦等の主食が欠乏したのでは困りますけれども、同時に車の両輪のごとく主食、副食、我々は今後は副食という言葉でなしに、水産物も主食として行くような方向に食生活を変えなければならぬと思つておりますが、その際に、一つ役所の中心からしてそういう点を是正されまして、本当に仕事の重要性から公共事業といふものの配分をして頂きたいと思います。今日四百五十港を第一次の整備計画に纏込みましたが、港として更にやつて行かなければならぬものが、二千数百ありますが、今日のような進捗状態では何年かかつたら港ができるのか、見当もつかない状態であります。

す。殊に私が痛切に感じますことは、毎年々々台風その他の風水害による災害というものが、例外なく十億乃至二十億、三十億というものが毎年出て来る。それを考えて見ますと、漁港の整備を要するものが今申上げましたように二千数百もある。そのうち先ず第一に四百五十港を緊急に取上げて見ても、これが選々として進まない。後に今日のような状態で行けば、十四、五年もかかりて辛うじて四百五十港がどうにかなるうがということであつて、残余のものばつになつたらできるかわからぬ。従つて水産当局といたしましても、又漁村の計画を立てる者としても、何とかして割り込みたいといふ猛烈な運動もござします。そうしてそれを割当てた額といふものは非常に僅少な額を割当てて行く、例えば八十入港を選びましても、初年度における金は極めて僅かである、或いは二年年度も僅かである。毎年々々一港でも多くこれを手を着けようとすることは、着けてもららねども、又着けるほうも同じじ考え方、人情であります、そのためにはやむすれば脆弱な港ができる。はできだが、質の整わないものができてくる。従つて一朝台風が来ると、あつちも壊れた、こつちも壊れたなどといふことで災害復旧費を見ますと、新たに工事を起す費用と比べて大して変らんくらいの復旧費がかかる。これでは賭の河原の石を積むようなものじやないかと思う。だからして先ず金額をやはり初年度から多く配分して、港数を減らしても確かに丈夫な港を作ることにしなければなりませんが、そろそると今の状態ではまず／＼これは必ずかくなる。ですからして今後できるだけ一つ予算面

においてもあそぞういう点を勘案されまして、安本当局におかれましては、水産のこの施設を、これはもう永久に続くものではない、或る程度行けばできてしまうのですから、早く完全なものを作らせるという意味におきまして、従来非常に立ち遅れた水産施設を成るべく早く歩調を合せるように一つ御盡力願いたいと思います。我々もそれがためには、今後できるだけ努力するつもりであります。が、元のほうでそれが整わないというと実を結ぶことにならないのですから、その点特に私は要望しておく次第であります。

それからもう一つ伺いたいのは、第一次の計画の中で、運輸大臣との間に協議の整わないものがまだ二十五港あるということになりますが、これはどういう面から整つておらんか、水産当局から御説明願いたい。

○説明員(林真治君) 只今お話のございました指定の問題でござりますが、これは第一次に取上げましたものにつきましては、大部分協議が成立いたしまして、告示の措置をとりまして完了したわけであります。二十五港となつておりますが、これにつきましては、只今いろいろ運輸省の御当局とお話を進めておるわけであります。港の性格によりまして、まあ漁港にすべきが、一般港として扱うべきかというのもございますし、割りまする場合の区域のきめ方についてまだはつきり結論の出でていないといふものもあるわけであります。二十五港だけが残つておるわけであります。が、成るべく早くこれにつきましては協議の成立がしますように努力したい、こういうように考えております。

○秋山俊一郎君 この二十五港は大体三種が多いのですか。

○説明員(林真治君) 重要な漁港であります。第三種漁港につきましては、大体完了をしております。小さい港、小さい第一種的な漁港が大部分でございます。これはまあ一般漁港のほうから申しまするならば、大漁港ではあります。比較的重要な漁港であります。その中に比較的小さい漁港があるといふような問題が多いわけあります。漁港としての第三種漁港の問題につきましては、殆んど全部指定の關係申しましては、大きがついておりま

す。これらは先般の漁港法の改正のとき申しまするならば、大漁港ではあります。比較的重要な漁港であります。その中に比較的小さい漁港があるといふような問題が多いわけあります。漁港としての第三種漁港の問題につきましては、殆んど全部指定の關係申しましては、大きがついておりま

に漁業省の港湾局へ参りましたとこ
ろ、局長がおいでにならないので計画
課へ参りまして、いろいろ御意見を聞
きましたところが、それは全部差上げ
ました。もう少し増して頂きたいん
ですがと、こういうふうな申入れをしま
したところが、それは二十三年度のあ
れで多少残つておりますから考えまし
よう、こういうふうなお話をあります
した。そうしますと、この点で特に僕は
安本にお伺いしたいと思ひますが、安
本はすべてのこういった関係をいろいろ
抑えて、港湾の関係にはどれだけ、或
いは漁港の関係にどれだけといふ
うに配分しているか計画を立てて、
こういつた災害復旧費とか、或いは公
共事業費をお渡しになつておるものと
私はみなしておりますが、どうもこち
らのほうでそういう点をお認めになる
かどうか。最近安本の廃止論が出てお
りますが、そういう点でいろいろ廢
止しなきやいかんといふような議論も
出るわけなんですが、私たちの建前から
すれば、どうかしてこういつた点があ
るからして是非とも安本が必要になつ
て来るわけでありまして、どうか安本
が残つて頂いて、こういつた点を特に
解決して頂きたいということを望むも
のであります、その点について一つ
お聞きしたい。

は完了いたしましたして、それから二十四年度は残りの事業の大体六〇%は完了した、或いは二十五年度は二七%程度だけなんですが、同時に先ほど御報告申上げた通り、今年度はその二割七分の一にしてこの事業のほうはなされておりますか。その点について一つ参考までに意見をお聞きしたいと思います。

○政府委員(今泉兼實君) 只今の御質問ですが、港湾関係と漁港関係について災害復旧の率、従つて公共事業費の配分に何か格段に相違があるのではないかというような御疑問のようございまして、私も從来査定いたしておりますが、甲部落、乙部落の関係を私想像いたしましてはさようやくそれを差ができますように、それほどの差ができるたまでは絶対ございません。恐らくそれは甲部落、乙部落の災害に対する配分率等が違つたまではあることは、発生年次の災害が違うということではないか……。

○青山正一君 いや、同時です。

やろう。片方のはうの漁港関係がそういうまですか、特定なところは早めにいつたところであつて、これはどれもこれも大体一樣の方針で配分する、こういう案でそれなく運輸省なり、或いは水産庁の御方針として配分になつた予算をどういうふうにお使いになると、してそういう、甲、乙は決してつけてやつておりますからその点……。

○青山正一君 それがおかしいのです。こういうことを言うために又それが中止になつたりすると困りますが、その点は一つ、どうか結に急を入れてお願いしておくのですが、まだ多少廻す余裕がありますからその点は丈夫です、こういうふうなお話をしたからその点も一つ御参考までに念のために申添えておきます。

○政府委員(黒田靜夫君) 一般の港湾の予算なり災害の予算が、私ども所管しておりますが、非常に窮屈なことは全く今までのお話の通りでございまして、港湾についての予算を常にもうちよつともらいたい、増額して頂きたいということを私どもいつも安本、大蔵方面に陳情を申上げておるので、そのときに、せめて漁港整備の予算程度の率を頂戴できると港湾は非常に整備されるのだということをよく引例して申上げておるような事情でございまして、この点は漁港に劣らないと私ども感じておるのです。できれば、終戦後諸種の事情の制約下におきまして、非常に立ち遅れておるのでございまして、この点は漁港に劣らないと私ども感じておるのです。できれば、だけ港湾整備の要求を増額して頂いて、海運の振興なり或いは経済の復興

に足並みを揃えて行きだし、かゝるに念願しておるよくな次第でござります。
次にお話のありました災害予算につきましては港湾といたしましては、先ほど今泉次長のお話のあつた通りでございまして、この発生災害に対する件というものは安本でおきめになつておる通りでございまして、私ども多少重複的にやつております。それで港湾もございまして、この発生災害に対する件を恐らく重点的におやりになつておるのだろうと思いますのが、一つの県内で港湾として見た場合の重要性と、漁港として見た場合の重要性の差異ができるところがござります。漁港として見た場合には、隣接地であつても相当重要な場合には災害を受けた場合にその施設を早く復旧する必要がありますので、相当高い率の復旧費がつくこともありますし、又少し離れた港における場合は相当低い率のつくこともありますからと思うのですがございます。只今例を持出されましたのはそういうふうな例の一つではないかと考えるのでござります。

○青山正一君　これは弁明になると困りますので、只今その安本あるいは港湾局長からいろいろ御説明なすつておられたことも、これは半分ぐらいは事実だらうと思いますが、あと半分は事実ではないであります。併し私はそれを追及いたしますと、又私の村にも相当影響を受けますからして、この程度にとどめておきます。

○委員長(木下辰雄君)　本日のこの辺の議題として静岡県の舞阪港から参りました。舞阪港は既往三ヵ年ばかり運転省において調査をされたその結果、修繕をされるはずの港でありながらその

○参考人（堀江寅蔵君）　私舞阪漁業協同組合長の堀江であります。発表を願いたいと思います。

今切口は遠州灘における唯一の漁業根据地たる舞阪、新居両港の入口であります。そうして漁船数は舞阪漁港が約二百二十隻、新居漁港が約七十七隻、そして伊良湖崎から御前崎の間の海面、いわゆる遠州灘です。この間の漁船総数の約三分の一をこの今切口から逃り出しているのであります。そして他の渥美半島の沿岸で約七十隻、福田、豊浜附近で約七十隻、そらしてこの遠州灘の総数が四百三十隻となりなつてゐるのであります。そうして漁獲高は舞阪が約二億五千万円にして百五十万貫、それから新居町が約一億万円、五、六十万貫程度の水揚げをいたしております。そうしてなほこの今切口を通じて浜名湖内の水揚高は、のり、かき或いはその他の海産物を含せて約二億円程度の漁獲が水揚げされております。そうしてこの今切口を通じて遠州灘及び浜名湖内で漁業に従事する漁民が大体五千人おりまして、これに關係して十七支町村の漁業協同組合があります。そうして特に舞阪、新居のことき沿岸漁民としては、今切口の安定工事の成否は實に我々の死命を制するといつても過言ではないと存じます。それではこの今切口は昔はどうであつたかというと、大体水深が約五メートル、幅が千百メートルくらいあります。そして千石船の航行も自由自在にできた時代もあるのであります。そこ

るが明治二十一年東海道線が敷設され以来、漸次港口は塞がつて行きまし
て、明治三十一年頃には約八百メートルの幅、それから大正八年頃には四百五十メートル、昭和七年には更に国道の架橋により港口は狭められて、昨年現在では約三百メートルとなり、そして水深も一メートル五十五程度でございまして、我々としても遠洋漁業を計画したときもありましたが、大型漁船は到底出入することができます。ところが最近の状況は、殊にこの埋没の度が甚だしくなりまして、どういう關係が我々にはわかりませんけれども、只今お手許に差上げてあるよろず現況図面を御覽になりますればわかりますけれども、非常に港口が今切口の両端と新居町と舞阪の両端が狭められて来て、殆んど食い違いのような工合になってしまって、この図面で御覽の通り、昭和二十五年現在ではこの黒いのが洲になつておりますが、二十七年の五月一日現在で測量して見ますと赤線の洲がこういうふうに両方から、新居と舞阪のほうから出て来まして、もうよほどの食い違いが出て来ておつて、そして船の航行する間は非常に狭くなり、おまけにこの点線で示されたようにこの洲以外に浅瀬がありまして、そうしてなお最近では五トンの漁船すら干潮時には航行ができない、こういう状態になつておりますけれども、そうしてこの五トン以下の船が干潮時の船が航行できないという点は細かい点線で図示されておりますけれども、とにかくこの五トン以下の船が干潮時に通れないと、舞阪、新居は沿岸

漁業であります。そういう関係でこの潮汐の干満の度合によりまして制約を受けるために、朝出漁する場合に思うよりな時刻に出漁ができない。そのため例えば朝五時或いは六時に、三時頃行く場合もあります、天候の関係で……。そういう場合にこの潮汐の關係によりまして、出ようと思つてもやはり朝丁度干潮時には出られない、それがために一時間も二時間も三時間も待つて出港し、そして又晚帰るときにはやはり晩方丁度満潮時であればれるけれども、干潮だと入れない。どうしても暗くなる時分で、この今切口の沖合にたくさんの船が聚集して、そうして満潮になるのを待つておつて帰つて来る。そういうわけで、とつた魚もこれによつて非常に鮮度を落し、そうして価格の点においても非常に下落する、こういうような、経済面においても非常に損失をこうむり、なおもうして又これが一朝天候が激変しまして、そうしてこの沿岸へ出でる船が一時に帰つて、そうしてこの狭い港口で争つて入ろうとするときに、丁度高潮にぶつかると、入れぬために沖合で待つておる。こういう場合を予測した場合には、非常に我々としても経済的な面以上に危険を感じて、実際我々としても、こういう極く最近の現状のよどみ、こういうような状態に現在はなつておるのであります。それで若しこの今切口の工事が安定した暁には我々としても多年の宿望であった遠洋漁業も可能であり、水揚げ率も現在の数倍となり、現在の愛知県との漁業紛争も即時解決する、こういうようなわけで、

我々としても昭和二十四年以来運輸省の技術研究所にお願いをして、港口固定、水深の安定等の今切口の安定工事について研究をお願いしてあります。だが、どうか一日も早くこの研究の成果を得まして、そしてこの今切口の安定工事を促進してもらいたいと痛切に感する次第であります。それでなおこの今切口が先ず五百トンの船が仮に出入できる、こういうような状態になりました場合には、遠州灘を航行する船舶としては大体三月、九月のこの時期は非常に気象の激変期であります。そして清水港を出た船が島羽まで入る間に、遠州灘においては実際難港として突然なく、或いは御前崎、伊良湖崎、そこに今難港ができかかっておりますけれども、それまで帰るのがなか／＼、どちらへでも帰ればいい、こういうふうにお考えになるかも知れませんけれども、この三月、九月というと、非常に気候の急激に変る時期であります。一刻も早く港へ着きたいというのが航行業者の心理だと思います。そういう場合に、若し舞阪へ五百トンぐらいの船が乗々と入れるとすると、こうしうものが過去において事故があつたこの遭難が根絶するということは間違いないと思います。こういう見地から見ましても、国家的見地からしても、難港として非常に大きな意義を有するものだと考えます。

○参考人(前田勇君) 私新居漁業協同組合の前田勇でございます。
只今詳細について舞阪の堀江さんからお話をありましたが、この浜名湖の今切口は現在においては五トン未満の船でさえも千潮時には出入りができるというような現状で、地元の漁民としては一日も早くこの港の修築工事を促進して頂きたい。こういふよろしくておるし、又この港口が現在幅二百メートル、深さ〇・八メートルくらいの、干潮時にはそれくらいの深さがあるので、到底港としての価値は現在ないような状態でありますので、よろしくお願いいたします。
○委員長(木下辰雄君) 只今参考人の発言がありましたが、黒田港湾局長から今までの調査並びに修築の経過を述べて頂きたいと思います。
○政府委員(黒田辰雄夫君) 浜名湖口の問題につきましてはもう極めて長い問題でございまして、私が港湾に関係いたしました二十数年前から問題になつてしましましたが、それで、運輸技術研究所のほうで相当詳細な調査を行なつております。その調査の結果につきまして概報を昨年の、二十五年の十一月に一応発表しておりますし、又詳細な報告を来たる五月の二十日静岡県より刊行物を以て発表される予定になります。
調査事項等は省略いたしまして、調査の結果の概要を御説明いたしますと、この浜名湖の埋没の原因は外海の影響である。外海の潮流は流出入とは無関係であるとして、それから湖内

が、そういうたよな巨額の費用がかかりますので、現在の港湾改良費の様では、それが相当残えない限りむづかしいような気がいたすのでござりますが、併しこれは一刻も早くやりたいのは、私どももその気持でござりますので、予算獲得には一段と努力いたしまして、できるだけ早い機会にこれが実現するよう努めて行きたい、かよろしく存じておるような次第でござります。

○委員長(木下辰雄君) これについて
何か御質問ありますか。

○千田正君　これは結論としては、それでは外は運輸省のほうの所管港としてやつて頂けるか。

丁度この舞阪港の問題についていろいろと港湾あるいは土木關係のお話を承わ
るが、水産局も又港湾局も特にこれは関心を持つてやつて頂きたいといふことを私は特に要望いたします。これに對して何か参考人からの御發言がありますか。

○書山正一君 私とにかく水産のほうには多少玄人のような気がするのであります、が、この問題に閑する限りちよつとづかと言ふと、私の頭の悪い省それから漁港課と両方で一つよく御協議の上一日も早く何とか手を打つてもらいたい。こう存ずるのであります。

○政府委員(黒田靜夫君) 億という單位が私今その計画の資料を持つておりませんので、一億であるか、或いは三億であるか、はつきり覚えておらないのでござりますが、そういう金を三ヵ年計画でやりますか、或いは五ヵ年計画になるかわかりませんが、新らしく着手するということにつきましては、経済効果その他、他の港湾とのいろいろな比較等につきまして十分検討いたしたいと存ずるのであります。若し漁港の改良費のほうで相当額が出るのだとすると、港湾としての相当考え方なくちやいかんのではないのか、かように考えます。

から申しますと、只今のところでは内
部の舞阪港だけの問題といったしまし
て、従つて漁船系続につきましては現
状の水深を余り出でられない範囲にお
きまして計画をしてやつて来ているわ
けであります。この問題につきまして
は、大体今までの予算を以ちまして近
いうちに計画しました事業は完成する
のではないかというふうに考えておりま
す。将来の問題につきましては、只
今までのところそつた財政上の問
題につきまして研究いたしたことは實
はないのでございまして、今後検討い
たしたいと思っております。

は、これは國家の損失も非常に大きいと思う。この問題等に対しても政府當局は十分一つ努力して一日も早く港が調査の通り完成するように私どもは要望したいのであります。港湾局長としては予算が取れなければ仕方がないといふ、いろいろお話をどうぞお聞きしますが、先に参考人からも陳情のように、遠州灘における一つの大きな避難港としての役割をする。以前は相当帆船や機船も通航が困難であるとの船を運ぶことは非常に減殺しておりますが、一旦はどの船さえも通行が困難であるといふ場合において、港としての価値も現れることは修築すれば価値は非常に大きくなる。又漁港としても相当船が出入りし

つた場合においては、非常に我々としても、一度暗闇に突落されたような感じがするのであります。そうしてなお、又舞阪の漁港としても、漁港課のお蔭で大分漁港としては一応整備しかかつたにもかかわらず、この今切口のためにこの漁港が、若し今切口が埋没して実際もう今までかけた金は無論無価値航行ができるないということになると、なる。さればかりでなくて何千人といふその背後にある漁民の心情を思うときは、本当に我々としても悲愴な感情を抱くものであります。そういうわけでもありますから、是非一つこの際政府としてもいろいろ／＼な財政の状態もござりますでしようが、そういう非常に急

○説明員(林真治君) 舞阪の漁港といたしましては、今まで漁港修築補助を以ちまして相当盛くやつてゐるわけであります。これは浜名湖の右側のほうの狭い区域の問題であります。その区域の中に入りましてからものであります。それで今の今切口の問題がございまますので、これはまあいろいろ先ほどからお話をありましたように御研究になつておつたわけでありますが、現在の水深程度を考えましても、漁船も從いまして将来の発展、大型化といふことは第二段といったしまして、現在の姿で以て内部の接岸なり、收容なりこれが不十分である。それを完了するだけのことはやつて來たわけであります。

から申しますと、只今のところでは内
部の舞鶴港だけの問題といったしまし
て、従つて漁船系統につきましても現
状の水深を余り出でられない範囲にお
きまして計画をしてやつて来ているわ
けであります。この問題につきましては、
は、大体今までの予算を以ちまして近
いうちに計画しました事業は完成する
のではないかというふうに考えておりま
す。将来の問題につきましては、只
今までのところそういう財政上の問題
につきまして研究いたしたことは実
はないのですがございまして、今後検討い
たしたいと思っております。

は、これは國家の損失も非常に大きいと思う。この問題等に対しては政府当局は十分一つ努力して一日も早く港が調査の通り完成するように私どもは要望したいのです。港湾局長として私は予算が取れなければ仕方がないといふお話をようやく聞きましたが、先に参考人からも陳情のように、遠州灘における一つの大きな避難港としての役割をする。以前は相当帆船や機船も避難しておりましたが、現在は五トン級ほどの船さえも通行が困難であるといふ場合において、港としての価値も現れています。これは修築すれば価値は非常に大きくなります。又漁港としても相当船が出入りし

じがするのであります。そうしてなお
ても、丁度暗闇に姿落されたような感
又舞阪の漁港としても、漁港課のお蔭
で大分漁港としては一応整備しかかつ
たにもかかわらず、この今切口のため
にこの漁港が、若し今切口が埋没して
航行ができないということになると、
実際今までかけた金は無論無価値
になる。そればかりでなくて何千人と
いうその背後にある漁民の心情を思ひう
ときは、本当に我々としても悲愴な感
を抱くものであります。そういうわけ
でありますから、是非一つこの際政府
としてもいろいろな財政の状態もござ
いますでしようが、そういう非常に急

○説明員(林真治君) 舞阪の漁港といふたしましては、今まで港湾修築補助を以ちまして相当強くやつてゐるわけであります。これは浜名湖の右側のほうの狭い区域の問題であります。その区域の中に入りますてからものであります。それで今の今切口の問題がございまますので、これはまあいろいろ先ほどからもお話をありましたように御研究になつておつたわけでありますが、現在の水深程度を考えまして、漁船も從いまして将来の発展、大型化といふことは第二段といたしまして、現在の姿が不十分である。それを完了するだけのこととはやつて來たわけであります。

の漁船の操業制限等に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊の操業制限等に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊の操業制限等に関する法律

(漁船の操業の制限又は禁止)

第一條 内閣総理大臣は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の使用に供する水面を提供するため必要があるときは、農林大臣の意見をきき、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。

(損失の補償)

第二條 国は、前條の規定による制限又は禁止により、当該区域において從来適法に漁業を営んでいた者が漁業經營上、こうむつた損失を補償する。

2 前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。(損失補償の申請)

第三條 前條の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に添付しなければならない。

3 調達府設置法(昭和二十四年法律第百二十九号)の一部を次のよう改正する。

2 調達府設置法(昭和二十四年法律第百二十九号)の一部を次のよう改正する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

(異議の申立)

第四條 前條第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、總理府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議の申立をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第五條 政府は、前條第一項の規定による異議の申立がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申立があつた場合において同條第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。(増額請求の訴)

2 前項の訴においては、国を被告とする。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 調達府設置法(昭和二十四年法律第百二十九号)の一部を次のよう改正する。

八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案

第十條に次の一号を加える。

附則

2 前項の訴においては、国を被告とする。

1 この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年五月二十六日印刷

昭和二十七年五月二十七日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所